事務処理フロー図

事務名被爆者一般疾病医療機関の変更等の届出受理 根拠法令 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第16条において準用する第12条、第22条

作成部署 福祉保健局保健政策部疾病対策課被爆者援護担当 電話32-931

《事	務処理フロー図》	標準処理期間計	45日
((3	申請		
申請者	窓 口 受 付		
区市町村	1日 形式審査 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
保健政策部疾病対策課	33日 ○ → ○ 実質審査		

《事務処理フロー図の説明》

《事務処理フロー図の説明》				
項番	項目	説 明		
1	形式審査	提出された申請書の記載事項、添付 書類等の確認		
2	送付	形式審査終了後、申請書を処理機 関である保健政策部疾病対策課へ 送付		
3	実質審査	申請内容の確認		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				